

第 19 連結散水設備

平成 25 年 2 月 1 日施行

平成 27 年 4 月 1 日改正

1 散水方式

湿式配管方式とし散水ヘッドは閉鎖型スプリンクラーヘッドを用いること。

2 散水ヘッド

(1) 閉鎖型スプリンクラーヘッドは、「閉鎖型スプリンクラーヘッドの技術上の規格を定める省令」（昭和 40 年自治省令第 2 号）に定める標準型ヘッド（小区画型ヘッドを除く。）で、感度種別は 2 種のものを用いること。

(2) 規則第 30 条の 2 第 2 号から第 5 号までに定めるもの（散水ヘッドを設けなくてもよい部分）のうち、その他これらに類する部分とは次表に掲げる部分とする。

	規則第 30 条の 2	その他これらに類する部分
2 号	便所、浴室	洗面室、シャワー室
3 号	エレベーター機械室 機械換気設備の機械室	ポンプ室、冷凍機室
	通信機器室、電子計算機器室	電話交換機室、電子計算機資料室、放送室、中央管理室
4 号	発電機、変圧器	蓄電池、充電装置、配電盤、開閉器
5 号	エレベーターの昇降路 リネンシュート、パイプダクト	吸排気ダクト、メールシュート、ダストシュート、ダムウェーターの昇降路

(3) 散水ヘッドの取り付け方法は、規則第 30 条の 3 第 1 号及び第 2 スプリンクラー設備 6 (1) (エを除く。) に定めるほか、次によること。

ア 傾斜天井に設ける場合は、天井面に対しデフレクターが平行となるように取り付けること。

イ 室の形態、照明器具等を考慮し、散水に支障のない箇所に取り付けること。

3 配管

第 1 屋内消火栓設備 5 (2) から (12) まで及び (17) によるほか、次によること。

(1) 送水区域は、室の形態、区画、用途等を勘案し散水ヘッド数が均一となるように設定すること。

(2) 管口径は、散水ヘッドの取り付け個数に応じ、次表に掲げる管の呼び以上のものとする。

散水ヘッドの取付個数	1	2	3	5以下	10以下	20以下
管口径 (A)	25	25	32	40	50	65

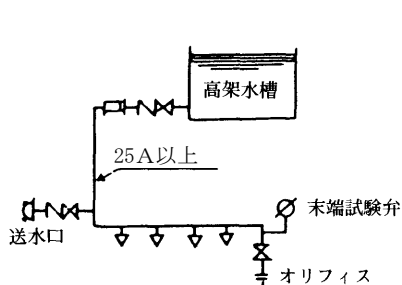
(3) 送水区域は、次により設けること。

ア 送水区域の末端には、第2スプリンクラー設備10(1)から(3)までにより末端試験弁を設けること。

イ 送水区域が2以上のものは、送水口の付近で操作しやすい場所に選択弁(常時開)を設けること。

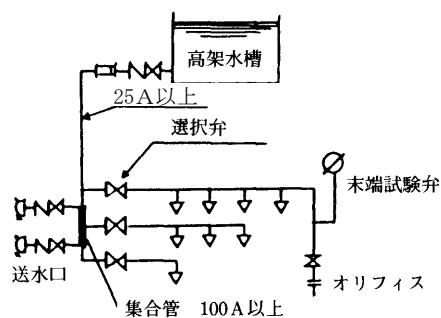
ウ 集合管の配管口径は、100A以上とすること。

エ 配管系統及び送水口は、第19-1から3図の例によること。



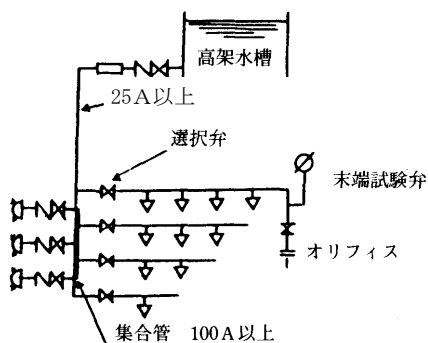
<送水区域が1のもの>

第19-1図



<送水区域が2又は3のもの>

第19-2図



<送水区域が4以上のもの>

第19-3図

オ 送水区域に対する送水口の数は、次表によること。

送水区域	1	2	3	4	5以上
送水口（双口）	1	2	2	3	送水区域の1／2以上最大5

4 送水口

送水口は、第2スプリンクラー設備5（3）及び（4）によるほか、次によること。

- (1) 送水口の設置場所は、防火対象物の地階に至る主たる出入口付近で、道路から容易に識別することができ、消防ポンプ自動車から有効に送水可能な場所とすること。
- (2) 送水口には、その直近の見やすい箇所に赤地に白文字又は白地に赤文字で「送水口（連結散水用）」と表示すること。
- (3) 送水口付近には、各送水区域、選択弁、送水系統及び送水圧力を明示した大きさ20cm×20cm以上の標識板を設けること。